
令和 7 年度福岡県福祉サービス第三者評価事業

評価調査者養成研修 開催要綱

1 目 的

本研修は、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者として業務を行うために必要な第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などの習得を目的に開催します。

2 主 催

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「県推進機構」という。）
（社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会）

3 開催日時

（１） 講義及び実習

ア	１日目	講義	７月１５日（火）	１０：００～１６：３０
イ	２日目	講義	７月１６日（水）	１０：００～１７：００
ウ	３日目	講義	７月２９日（火）	９：３０～１７：３０
エ	４日目	実習	８月 ６日（水）	１０：００～１５：００
オ	５日目	講義	８月 ７日（木）	１０：００～１６：００

※**別紙**「令和 7 年度福岡県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修カリキュラム」のとおり

4 会 場

（１） １～３日目：講義・演習

クローバープラザ 西棟 5 階 503 研修室（春日市原町 3-1-7）

（２） ４日目：施設実習

社会福祉法人ジーエヌ福祉会 中村学園大学付属大濠保育園
（福岡市中央区六本松 1-2-19）

（３） ５日目：講義・演習

クローバープラザ 東棟 5 階 505 研修室（春日市原町 3-1-7）

5 受講対象者

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）**別表 1**に規定する評価調査者としての要件を満たしている以下の者。

- (1) 県推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に所属し推薦を受けた者。
- (2) 福岡県の評価機関として認証を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）が県推進機構に提出した第三者評価機関認証申請書に添付された「評価調査者（予定者）名簿」に記載されている者。
- (3) 既に養成研修を受講しており、過去3年以内の評価実績または同行のみの件数が2件以下の者。ただし、受講は1日目及び2日目の受講に限る。

6 定 員

12名

7 受 講 料

無 料

8 申込方法

- (1) 各評価機関及び申請法人で取りまとめの上、「受講申込書」に証明書等の必要書類を添付し、6月13日（金）必着で下記事務局あてメールでお申込みください。
※申請法人は、本研修受講申込みより前または同時に評価機関の認証に係る申請書を提出してください。
- (2) 認証要綱別表1を確認のうえ、「a 組織運営系受講者用」または「b 福祉系受講者用」受講申込書を提出してください。
なお、a 組織運営系及びb 福祉系の両方に該当する場合は、それぞれに記載してください。証明書等はそれぞれ当該分の添付が必要です。
- (3) 既に評価調査者として登録している場合は、証明書等添付の必要はありません。

9 受講者の決定

- (1) 定員を超える申込みがあった場合は、受講申込書に記載の推薦順位等により調整し、受講をお断りすることもありますので予め御了承ください。
- (2) 受講の可否については、申込締切後、各評価機関・申請法人あて通知します。

10 修了者について

- (1) 本研修修了者については、県推進機構事務局である福岡県社会福祉協議会長名で修了証書を交付します。ただし、評価調査者として登録済みの修了者には交付しません。
- (2) 研修修了者名は、研修修了者名簿で県推進機構が管理します。
- (3) 研修修了者は、評価調査者登録申請書を提出することにより評価調査者登録名簿に登録されます。
- (4) 申請法人に所属する本研修修了者については、上記（1）～（3）を評価機関と

して認証後に行います。

11 評価調査者の登録について

- (1) 評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者を、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者とし、県推進機構が管理します。
- (2) 登録名簿の登録者には「評価調査者登録証明書」（携帯用）を交付します。

12 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報は、本研修事業及び福岡県福祉サービス第三者評価事業運営管理の目的のみに利用します。

13 受講申込み・問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 事務局

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 権利擁護センター 担当 合原

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

TEL：092-584-3610 / FAX：092-584-3790

Email：k-yougo@fuku-shakyo.jp